

京都市告示第542号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和4年12月16日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市梅小路公園	公益財団法人 京都市都市緑化協会	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで
宝が池公園子どもの楽園	公益財団法人 京都市都市緑化協会	
京都市円山公園	公益財団法人 京都市都市緑化協会	
東本願寺前市民緑地	植彌加藤造園株式会社	

(建設局みどり政策推進室)